

和気町英検等合格者図書カード交付要綱をここに公布する。

平成 28 年 10 月 3 日

和気町長 大森 直徳

和気町告示第 44 号

和気町英検等合格者図書カード交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定及び英検 Jr. (以下「英検等」という。)の合格を目指し、もって生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的に、英検等に合格した生徒の保護者に対し、予算の範囲内において図書カードを交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生徒 和気町内 (以下「町内」という。)に住所を有する小学生又は中学生をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人、その他当該生徒を養育している者をいう。
- (3) 申請者 英検等に合格し、かつ、町内に住所を有する小学生又は中学生の保護者であって、この告示による図書カードの交付を受けようとする者をいう。

(交付対象者)

第 3 条 図書カードの交付対象者は、前条第 3 号に定める申請者とする。

(図書カードの額)

第 4 条 図書カードの額は、予算の範囲内において、英検等に合格した生徒 1 人当たりにつき別表に掲げる額とする。ただし、別表に当てはまらない場合、対象外とする。

(図書カードの交付申請)

第 5 条 図書カードの交付を受けようとする者は、和気町英検等合格者図書カード交付申請書 (様式第 1 号) に次に掲げる書類を添えて英検等合格後、合格した年度の 3 月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 英検等の合格が判断できる書類の写し (実用英語技能検定の場合は検定結果通知、英検 Jr. の場合は正答率のレポートカード)
- (2) 生徒であることを証明する書類の写し

(図書カードの交付決定)

第 6 条 町長は、図書カードの交付の申請があったときは、速やかに提出された書類を審査して図書カードの交付又は不交付を決定し、交付すると決定した場合にあっては、和気町英検等合格者図書カード交付決定通知書 (様式第 2 号) により、交付しないと決定

した場合にあっては、和気町英検等合格者図書カード不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成28年告示第34号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

	標準合格級	1ランク上合格級	2ランク上合格級
小学校1～2年生	ブロンズ正答率 80%以上	シルバー正答率 80%以上	ゴールド正答率 80%以上
小学校3～4年生	シルバー正答率 80%以上	ゴールド正答率 80%以上	5級
小学校5～6年生	ゴールド正答率 80%以上	5級	4級
中学1年生	5級	4級	3級
中学2年生	4級	3級	準2級
中学3年生	3級	準2級	2級
図書カードの額	2,500円	5,000円	10,000円

※日本英語検定協会によれば、英検 Jr. の場合、正答率80%以上が進級の目安となっている。